

報告第 1 号

市有地の樹木伐採作業時における物損事故に係る損害賠償の額を
定め、和解することについての専決処分の報告について

西海市大瀬戸町雪浦下郷で発生した市有地の樹木伐採作業時における物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月16日

西海市長 瀬川 光之

専決処分第 5 号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 2 4 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

市有地の樹木伐採作業時における物損事故に係る損害賠償の額を
定め、和解することについて

西海市大瀬戸町雪浦下郷で発生した市有地の樹木伐採作業時における物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- | | | | |
|---|-----------|------|---|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | 西海市大瀬戸町雪浦下郷1206番地 1 |
| | | 氏名 | 社会福祉法人 三信福祉会 淳心保育園
園長 武宮 佳奈 |
| 2 | 損 害 賠 償 額 | | 金88,000円 |
| 3 | 事故の発生概要 | 発生日時 | 令和 7 年 2 月 21 日 午後 2 時 30 分頃 |
| | | 発生場所 | 西海市大瀬戸町雪浦下郷1206番地 2 |
| 4 | 事 故 の 状 況 | | 事故発生場所に隣接する市有地（西海市大瀬戸町雪浦下郷1182番地）において市職員（作業員）が伐採作業を実施していた際、伐採した樹木が事故発生場所に設置された相手方所有の遊具倉庫の屋根部分に接触し、当該部分を破損させたもの。 |

施設事故等発生概要書

相 手 方	氏 名	社会福祉法人 三信福社会 淳心保育園 園長 武宮 佳奈				
	住 所	西海市大瀬戸町雪浦下郷1206番地 1				
事故年月日	令和 7 年 2 月 21 日 午後 2 時 30 分頃					
施設名等	淳心保育園遊具倉庫	事故原因	ロープの固定状況の確認不足			
事故場所	西海市大瀬戸町雪浦下郷1206番地 2					
警察への届出 (自動車事故の場合)		事故区分		☐ 単独 ☒ 対物 ☐ 対人		
事故概要	市職員（作業員）が事故発生場所に隣接する市有地（西海市大瀬戸町雪浦下郷1182番地）の樹木伐採をしていた際、伐採樹木の垂直方向への落下（相手方所有の遊具倉庫への直接的な落下）を防止するため、伐採と同時に作業員 3 名で伐採樹木をロープで牽引し、落下軌道を変える予定であったが、けん引した際にロープの固定箇所が緩んだことにより伐採樹木が垂直方向へ落下し、その一部が当該遊具倉庫の屋根部分に接触してその部分を破損させたもの。					
事故状況 略 図						
損害見積額	88,000円	損害賠償の方法	①. 全国町村会総合賠償保険 (加入保険会社名：損保ジャパン) 2. その他 ()			

【事故発生場所写真】



【事故発生場所写真】

